

ウイルス検知・駆除サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

目次

第1章～第2章（略）

第3章 本サービスの利用申込

第7条 契約の単位

第8条 本サービスの利用申込

第9条 利用申込の承諾

第10条 [本サービスの内容変更](#)

第4章（略）

第5章 利用中止等

第13条 利用中止

第14条 利用停止

第15条 利用中断

第16条 当社による契約解除

第17条 利用者による契約解除

第18条 契約終了後の措置

第19条 [利用の制限](#)

第6章～第8章（略）

料金表通則（略）

附則

目次

第1章～第2章（略）

第3章 本サービスの利用申込

第7条 契約の単位

第8条 本サービスの利用申込

第9条 利用申込の承諾

第10条 [削除](#)

第4章（略）

第5章 利用中止等

第13条 利用中止

第14条 利用停止

第15条 利用中断

第16条 当社による契約解除

第17条 利用者による契約解除

第18条 契約終了後の措置

第19条 [削除](#)

第6章～第8章（略）

料金表通則（略）

附則

ウイルス検知・駆除サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

第1章 総則

第1条 (略)

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 本サービスについて本規約で定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款が適用されるものとします。

3 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知（オープンコンピュータ通信網サービスに係るホームページ <http://www.ocn.ne.jp>）での掲載を含みます。以下同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 (略)

(定義)

第4条 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

用語	定義
1～7 (略)	(略)
8 第 <u>2</u> 種契約者等	当社と、当社が定めるIP通信網サービス契約約款に定める 第2種契約（当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款附則（平成15年2月21日経企第1302号）に規定する特別第2種契約者を含みます。） 、第3種契約（臨時第3種契約のものを含みます。）、第6種契約、第7種契約、第8種契約。
9～10 (略)	(略)

第2章 本サービスの提供

2022年7月1日～

第1章 総則

第1条 (略)

(本規約の範囲)

第2条 (略)

2 (略)

3 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知（オープンコンピュータ通信網サービスに係るホームページ

<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business.html>）での掲載を含みます。以下同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 (略)

(定義)

第4条 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

用語	定義
1～7 (略)	(略)
8 第 <u>6</u> 種 <u>等</u> 契約者	当社と、当社が定めるIP通信網サービス契約約款に定める第3種契約（臨時第3種契約のものを含みます。）、第6種契約、第7種契約、第8種契約
9～10 (略)	(略)

第2章 本サービスの提供

ウイルス検知・駆除サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

(本サービスの提供範囲)

第5条 当社は、本サービスに係るメールアドレスで送信（[特別第2種契約者に係る当社が定めるメールアドレスに限り](#)ます。）および、受信された電子メールに含まれるウイルスについて、当社が採用するソフトウェア（以下、「本ソフト」といいます。）を用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当該ソフトウェアのウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

2 本サービスは、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

3 [送信に係るウイルスの検知及び駆除を行う際には、当社のホームページ（<https://www.ntt.com/personal/services/option/mail/vcheck-s-mail.html>）に定める設定に基づき利用していただく必要があります。](#)

第6条（略）

第3章 本サービスの利用申込

(契約の単位)

第7条 当社は、[第2種](#)等契約者に係る1のメールアドレスにつき、1のウイルス検知・駆除契約を締結します。

第8条（略）

(利用申込の承諾)

第9条 当社は本サービスの申込みがあった場合には、原則受付けた順序に従って承諾し、その承諾の時をもって契約の成立とします。

2022年7月1日～

(本サービスの提供範囲)

第5条 当社は、本サービスに係るメールアドレスで受信された電子メールに含まれるウイルスについて、当社が採用するソフトウェア（以下、「本ソフト」といいます。）を用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当該ソフトウェアのウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

2（略）

3 削除

第6条（略）

(契約の単位)

第7条 当社は、[第6種](#)等契約者に係る1のメールアドレスにつき、1のウイルス検知・駆除契約を締結します。

第8条（略）

(利用申込の承諾)

第9条（略）

ウイルス検知・駆除サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2 当社は、前項の規定にかかわらず、利用申込者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1)利用申込者が実在しないとき又はそのおそれがあるとき
- (2)本サービスの利用申込者が第 2 種等契約者でないとき
- (3)利用申込書等に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがあるとき又は添付書類に不備があるとき
- (4)本サービスの申込みをした者が I P 通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に 怠り又は怠るおそれがあるとき
- (5)第12条（著作権等）に違反するおそれがあるとき
- (6)過去に第14条（利用停止）又は第16条（当社による契約解除）の処分を受けたことがあるとき
- (7)第23条（利用に係る契約者の義務）に違反するおそれがあるとき
- (8)本サービスを提供する当社の電気通信設備上又は業務運営上その申込を承諾することが著しく困難なとき
- (9)その他、利用申込者が本サービスを利用することについて不適当であるとき。

3 利用申込の承諾後であっても、利用申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことがあります。

[（本サービスの内容変更）](#)

第 10 条 削除

第 4 章 禁止行為

第 11 条～第12条（略）

第 5 章 利用中止等

（利用中止）

2022年7月1日～

2 当社は、前項の規定にかかわらず、利用申込者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1)利用申込者が実在しないとき又はそのおそれがあるとき
- (2)本サービスの利用申込者が第 6 種等契約者でないとき
- (3)利用申込書等に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがあるとき又は添付書類に不備があるとき
- (4)本サービスの申込みをした者が I P 通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に 怠り又は怠るおそれがあるとき
- (5)第12条（著作権等）に違反するおそれがあるとき
- (6)過去に第14条（利用停止）又は第16条（当社による契約解除）の処分を受けたことがあるとき
- (7)第24条（利用に係る契約者の義務）に違反するおそれがあるとき
- (8)本サービスを提供する当社の電気通信設備上又は業務運営上その申込を承諾することが著しく困難なとき
- (9)その他、利用申込者が本サービスを利用することについて不適当であるとき。

3（略）

第 10 条（略）

第 4 章 禁止行為

第 11 条～第12条（略）

第 5 章 利用中止等

（利用中止）

ウイルス検知・駆除サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

第 13 条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1)当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2)第 2 種等契約者に係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき
- (3)天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
- (4)当社が設置する電気通信設備又は本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
- (5)当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合
- (6)その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 14 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止する事があります。

- (1)料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) I P 通信網サービスに係る料金の支払いがないとき
- (3)第 9 条（利用申込の承諾）第 2 項の各号に該当したとき
- (4)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (5)第 11 条（営業活動の禁止）、第 12 条（著作権等）又は第 23 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき
- (6)前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス又は I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (7)当社に損害を与えたとき
- (8)その他、契約者として不適当なとき

2022年7月1日～

第 13 条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1)当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2)第 6 種等契約者に係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき
- (3)天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
- (4)当社が設置する電気通信設備又は本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
- (5)当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合
- (6)その他当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断したとき

2（略）

(利用停止)

第 14 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止する事があります。

- (1)料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) I P 通信網サービスに係る料金の支払いがないとき
- (3)第 9 条（利用申込の承諾）第 2 項の各号に該当したとき
- (4)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (5)第 11 条（営業活動の禁止）、第 12 条（著作権等）又は第 24 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき
- (6)前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス又は I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (7)当社に損害を与えたとき
- (8)その他、契約者として不適当なとき

ウイルス検知・駆除サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 15 条～第18条 (略)

(利用の制限)

第 19 条 当社は、IP通信網サービス契約約款第 77 条（通信利用の制限）があったときは、本サービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する事をいいます。）を行なうことがあります。

第 6 章 料金

第 20 条～第21条 (略)

第 7 章 損害賠償

第 22 条 (略)

第 8 章 雑則

第 23 条～第32条 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 利用料金

2022年7月1日～

2 (略)

第 15 条～第18条 (略)

第 19 条 削除

第 6 章 料金

第 20 条～第21条 (略)

第 7 章 損害賠償

第 22 条 (略)

第 8 章 雑則

第 23 条～第32条 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 利用料金

ウイルス検知・駆除サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

1-1 適用

- (1)ウイルス検知・駆除サービスの利用料金については、メールアドレスごとに適用します。
- (2)当社は、契約者が当社が定める IP 通信網サービス契約約款第3条に規定する第2種契約者（当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款附則（平成 15 年 2 月 21 日経企第 1302 号）に規定する特別第2種契約者を含みます。）であった場合には、第 21 条（利用料金の支払い義務）の規定に関わらず、本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、利用料金の支払いを要するものとします。提供を開始した日と解除又は 廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします（但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります）。
- (3)本欄(2)の場合において、当社は、料金表通則 2 の規定に関わらず利用料金を日割しませ
ん。ただし、第 21 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当する場合は
その限りではありません。

1-2 料金額

区分	単位	利用料金
ウイルス検知・駆除サービス	メールアドレスごとに 月額	200 円（税込 220 円）

(削除)

2022年7月1日～

1-1 適用

- (1)ウイルス検知・駆除サービスの利用料金については、メールアドレスごとに適用します。
- (2)削除
- (3)削除

1-2 料金額

区分	単位	利用料金
ウイルス検知・駆除サービス	メールアドレスごとに 月額	200 円（税込 220 円）

(削除)

附 則（令和 4 年 6 月 8 日 P S 事推第 00928389 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

ウイルス検知・駆除サービス利用規約 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(吸収分割に伴う契約の取扱い)

2 当社が、次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「NTTレゾナント」といいます。）に承継された左欄の契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の契約の規定によるものとします。

<p style="text-align: center;">旧規約（当社）：ウイルス検知・駆除サービス利用規約 ウイルス検知・駆除契約（第2種契約に係るものに限ります。）</p>	<p style="text-align: center;">新規約（NTTレゾナント）：ウイルス検知・駆除サービス利用規約 ウイルス検知・駆除契約</p>
--	--

3 旧規約により当社が締結した契約に係るサービス提供条件等については、NTTレゾナントに承継された新規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に旧規約の規定により生じた料金その他の債務については、旧規約の規定に従い取扱います。

5 当社は、附則4に定める債務の支払いが確認できないとき又は支払いを怠るおそれがあると判断したときは、NTTレゾナントにその旨を通知します。

6 旧規約の規定により当社に預け入れ、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりNTTレゾナントに承継された前受金については、令和4年7月1日において、NTTレゾナントが新規約に基づいて取扱います。

7 この改正規定実施前に旧規約の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、旧規約の規定に従い取扱います。

8 この改正規定実施前に当社に対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。